

多賀城市生垣づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、緑豊かなまちづくりを推進し、都市緑化の向上を図るため、生垣を設置する者に対し、予算の範囲内において多賀城市生垣づくり事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、多賀城市補助金等交付規則(昭和50年多賀城市規則第18号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象等)

第2条 補助金の交付対象者、補助金の対象事業及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、補助金額の算定に当たっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条の規定による補助金交付申請書は、様式第1号によるものとし、次に掲げる書類を添付して、別表に定める補助対象事業(以下「事業」という。)の開始前に市長に提出しなければならない。

(1) 位置図(事業実施場所)

(2) 平面図、断面図(事業内容が確認できるもの)

(3) 現況写真(事業着手前の実施予定場所)

(4) 事業費用見積書(事業予定費明細)

(5) 自己所有地以外の場所で事業を行う場合は、事業実施場所に係る土地所有者の承諾書

(交付の条件)

第4条 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、様式第2号により市長の承認を受けること。ただし、市長が事業を遂行するうえで適当と認める軽微な変更にあつては、この限りでない。

(2) 補助事業を取下げし、中止し、又は廃止しようとする場合には、速やかに様式第3号により市長の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(実績報告)

第5条 規則第11条の規定による補助事業実績報告書は、様式第4号によるものとし、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業竣工平面図、竣工断面図及び事業完了写真

(2) 事業費用領収書の写し

(補助金の交付方法)

第6条 補助金は、規則第12条に規定する補助金の確定後に様式第5号の請求書により交付するものとする。

(生垣の保全)

第 7 条 補助金の交付を受けた者は、事業が完了した後においても、善良な管理者の注意をもって、生垣の育成及び保護に努めなければならない。

(その他)

第 8 条 補助金申請に関しては受付順に審査決定するものとし、その額が予算の範囲を越えた部分については交付しない。

(雑則)

第 9 条 この要綱の実施に関し必要な事項は、建設部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行し、平成 23 年度予算に係る補助金に適用する。

別表（第2条関係）

対象者	補助金の対象事業を行う個人若しくは法人又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2の規定による地縁による団体若しくはこれらに相当する地縁団体
対象事業	<p>1 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路又は市長が当該道路と同等と認める通路（以下「道路」という。）に面する土地において道路に面する場所（当該道路から直接視認できる場所も含む。）に次の全ての要件を満たす生垣を設置する事業</p> <p>(1) 高さが0.5メートル以上の樹木を植栽すること。</p> <p>(2) 1メートル当たり2本以上植栽すること。</p> <p>(3) 道路から視認することが出来る生垣の総延長が5メートル以上であること。</p> <p>(4) 生垣と道路の間にブロック塀、フェンスその他これらに類するもの（宅地の地盤高から0.3メートル未満の高さのものを除く）が設置されていないこと。</p> <p>(5) その他市長が定める基準に適合すること。</p> <p>2 前項の規定による生垣を設置することを目的として既存のブロック塀、フェンスその他これに類するものを撤去する事業ただし、法令等に定める基準に違反しているもの又は公共事業等の補償の対象となるものを除く。</p>
対象経費	<p>生垣の設置費用で次に該当するもの</p> <p>(1) 樹木購入費用</p> <p>(2) 土壌改良材購入費用</p> <p>(3) 樹木の支柱その他生垣設置に要する費用</p> <p>(4) ブロック塀、フェンスその他これに類するものの撤去費用</p>
補助額	<p>生垣 設置費用の2分の1。 ただし、200,000円を補助額の上限とする。</p> <p>撤去費用 撤去費用の2分の1。 ただし、300,000円を補助額の上限とする。</p> <p>補助金額の算定に当たっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。</p>

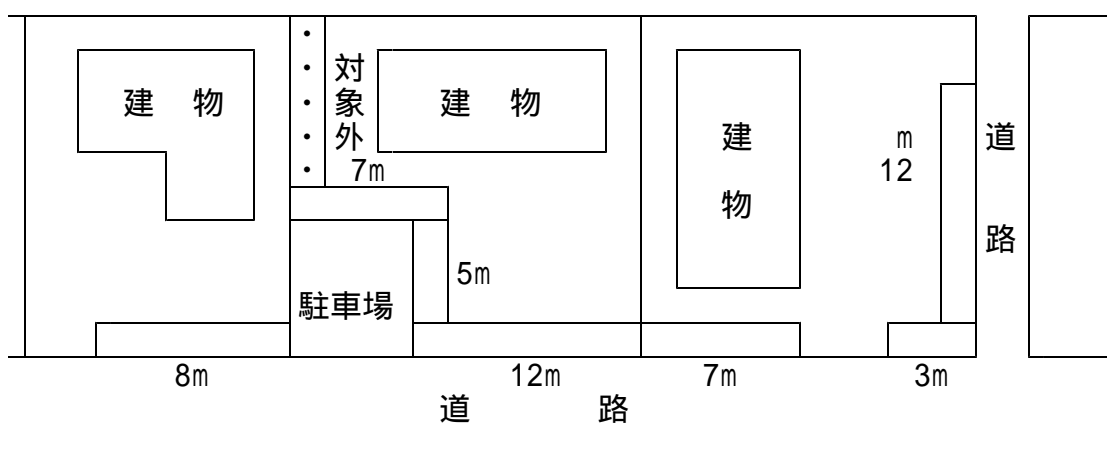
多賀城市生垣づくり事業補助金に係る運用基準

生垣づくり事業を円滑に行うため、「多賀城市生垣づくり事業補助金に係る運用基準」として、下記のとおり取り扱う。

1 道路に面した場所について（要綱第2条別表）

- ・市道、県道及び国道並びに緑道及び公衆用道路等の公道
- ・私道であっても、特定の家に出入りする取付道路でなく不特定多数の者が通行している道路

当該道路から視認できる場所とは下記のとおり。



凡例 □ 補助対象 □..... 補助対象外

2 補助の樹木及び植栽の態様について（要綱第2条別表）

- ・樹木 樹高50cm以上の樹木で、種類は問わない。
- ・植栽 延長が5m以上
1m当たり2本以上の植栽。
樹木の植栽時に適正な土壌改良を行うこと。
ブロック塀その他構造物の内側に生垣を作る場合は、宅地高よりブロック塀等の高さが、30cm以下であること。
樹木保護のため布掛支柱を標準とし、シュロ縄で結束すること、
なお、支柱は原則として樹木の中心より宅地側に設置すること。
フェンス等と併用する場合は、道路から見て樹木の裏側にフェンスを設置すること。

3 生垣の設置に要する費用

- ・樹木購入費の他、土壌改良材、支柱材、人件費等生垣工事に伴う費用を対象とする。

- ・自ら植栽を行う場合は、樹木購入費、土壌改良材及び支柱材の費用を対象とし、人件費等の費用は対象としない。

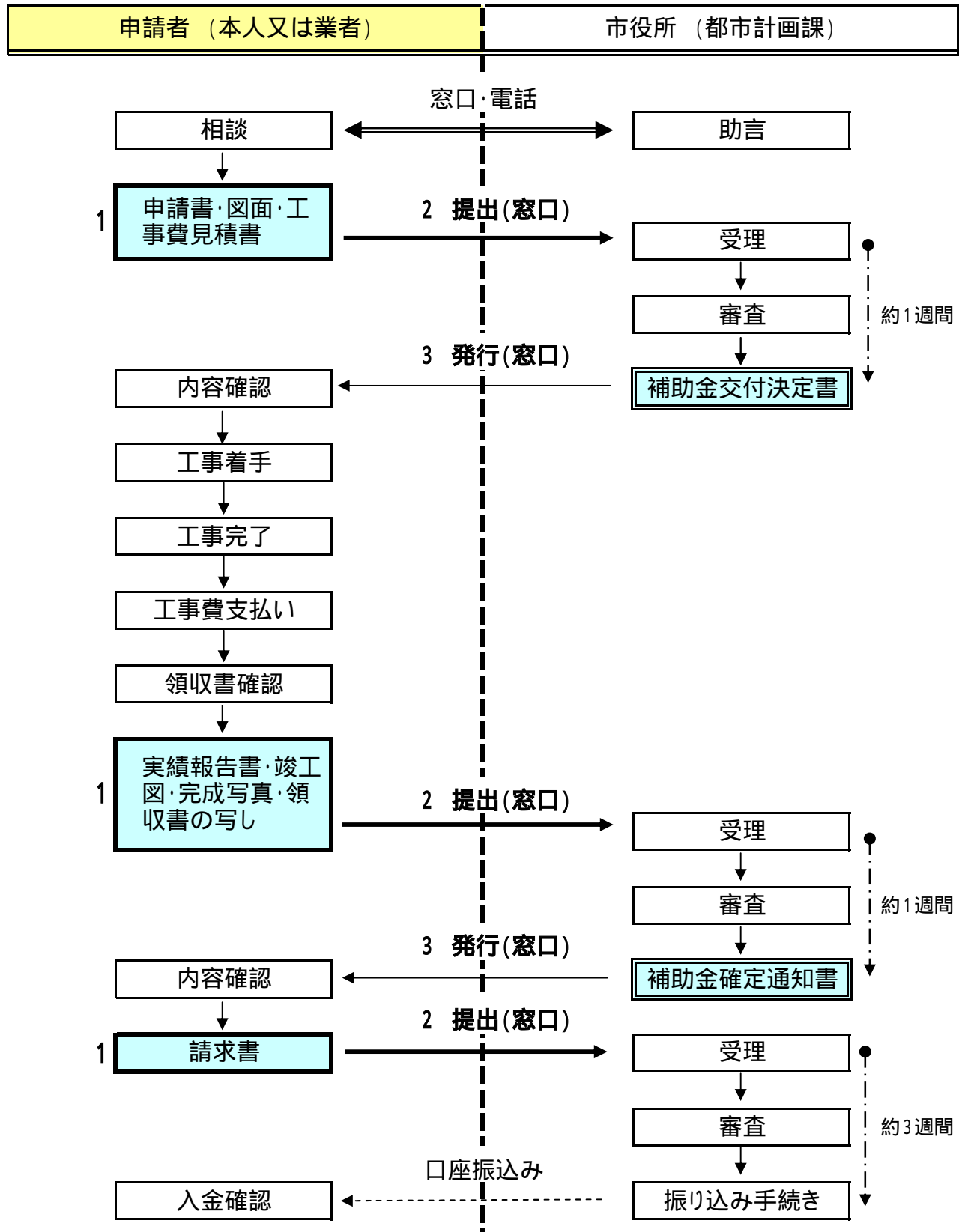
4 ブロック塀等の撤去

- ・既設ブロック塀等の撤去において、生垣設置の目的で撤去されるものを対象とする。
- ・道路拡幅等で撤去費用が補償されている場合又は、土地形質変更等の主目的のためのブロック塀等の撤去は、対象としない。

5 申請の手続き

- ・生垣の植栽及び既存ブロック塀等の撤去は、工事着手10日前までの申請とする。
- ・多賀城市生垣づくり事業補助金額の確定に係る請求書については、別紙1とする。

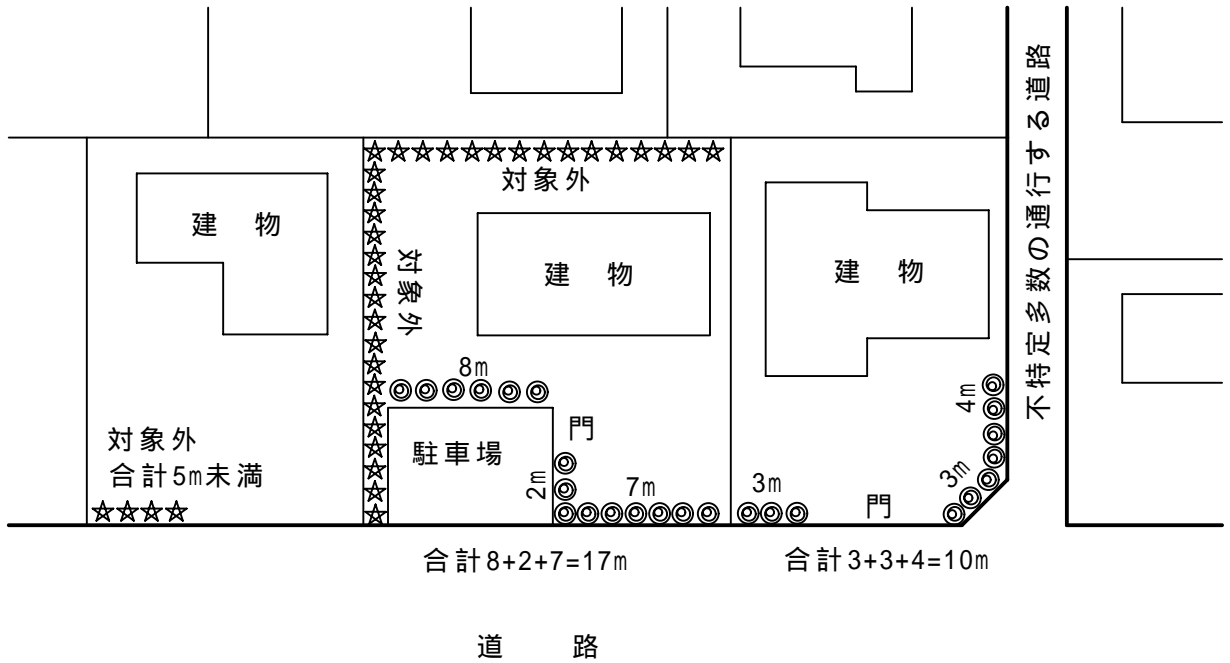
多賀城市生垣づくり事業補助金概要と申請書等の用紙
手続きの流れ



【注意事項】

- 書類に使う印鑑(認め印で良いです)は同じものを使用してください。
 - 間違いを防ぐため、提出書類に日付は記入しないでください。
 - 「補助交付決定書」「補助金確定通知書」を郵送での受け取りを希望する方は、受取人の住所・氏名を記入し、80円切手を貼った封筒を申請時に**2枚**提出してください。
- 変更申請や中止などの場合は、別に相談してください。

道路から視認できる場所の例



凡例 ◎◎◎ 補助対象

☆☆☆ 補助対象外

生垣とフェンス等の位置関係

